

事 務 連 絡
平成30年12月11日

秋田県内 有料老人ホーム 施設長 様
(サービス付き高齢者向け住宅を含む)
(秋田市所在のホームを除く)

秋田県健康福祉部長寿社会課長
秋田県建設部建築住宅課長
(公 印 省 略)

消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について

来年10月1日の消費税引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されます。
軽減税率制度においては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）において提供される一定の要件を満たす食事に対して軽減税率が適用されることとなっております。

※軽減税率制度については、次の資料をご参照ください。

- ・よくわかる消費税軽減税率制度【国税庁】（下記URLにアクセスし、ダウンロードして下さい。）
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>
- ・別紙1 消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編） 抜粋 ※問69、問72
【国税庁消費税軽減税率制度対応室】
- ・別紙2 有料老人ホーム等における制度の概要と関係法令
- ・別紙3 高齢者向け住まいにおける飲食料品の提供に関する消費税の軽減税率に関するQ&A
【高齢者住まい事業者団体連合会】

有料老人ホーム等の事業者においては、軽減税率制度の導入に向けて、

- ・各事業所で提供している食事に対する軽減税率の適用の確認
- ・入居者への周知（契約書、重要事項説明書等の整備）
- ・会計ソフト等を利用して会計処理を行っている場合、当該ソフトの対応状況の確認

等の対応が必要となります。

各事業者の皆様におかれましては、軽減税率制度実施に向けて準備を進めてくださるようお願いいたします。

【担当】秋田県 健康福祉部 長寿社会課 藤澤（美）
TEL:018-860-1361 FAX:018-860-3867
秋田県 建設部 建築住宅課 木村
TEL:018-860-2561 FAX:018-860-3819